

マイナンバー

社会保障・税番号制度



詳しいことは、ホームページで。

「社会保障・税番号制度」の詳しい内容を、
内閣官房のホームページで紹介しています。ぜひご覧ください。

番号制度

検索

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido>

内閣官房

社会保障改革担当室

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12 内閣府庁舎別館2階
TEL.03-5253-2111(代表)



みんなでお話そう、
マイナンバー。

番号制度創設推進本部

番号制度ってどんなもの？

政府は、「社会保障・税番号制度」の導入をめざし、2012年2月14日に「マイナンバー法案^{※1}」および関係法律の整備等に関する法案を閣議決定し、国会に提出しました。

社会保障・税番号制度は、社会保障と税の各制度における効率性、透明性の向上を図り、給付や負担の公平性を確保する社会的基盤（インフラ）です。

番号制度では、赤ちゃんからお年寄りまでみなさん一人ひとりが自分だけの「番号（マイナンバー）^{※2}」を持つこととなります。このマイナンバーは、年金、医療保険、福祉、介護保険、労働保険の社会保障分野と国や地方の税務分野のほか、災害時など幅広い利用が考えられています。

番号制度の導入によって、国や地方公共団体などの機関がそれぞれで保有している同じ人の情報について、それらが同じ人の情報であると分かるようになります。

※1 マイナンバー法案：正式名称「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」

※2 マイナンバー：番号制度で利用する「番号」の名称で、一般公募により決定しました。



番号制度がめざす社会

番号制度の導入により、国民が、①公平・公正さを実感し、②負担が軽減され、③利便性が向上し、④権利がより確実に守られるような社会の実現をめざします。

番号制度は、国や地方公共団体などが国民一人ひとりの情報をより的確に把握し、受け手に合わせたきめ細やかなサービスを提供できるようにするとともに、国民が国や地方公共団体などのサービスを最大限利用するための便利な手段となることから、国民と国・地方公共団体などとの間の新しい信頼関係を築く基盤となります。

より公平・公正な社会

社会保障がきめ細やか
かつ的確に行われる社会

行政に過誤や無駄のない社会

国民にとって利便性の高い社会

国民の権利を守り、国民が自己
情報をコントロールできる社会



番号制度でできること

1. よりきめ細やかな 社会保障給付の実現

- 医療・介護・保育・障害に関する自己負担の合計額に、上限を設定する「総合合算制度(仮称)」の導入
- 高額医療・高額介護合算制度の現物給付化
- 給付過誤や給付漏れ、二重給付などの防止

2. 所得把握の精度の向上等

社会保障分野・税務分野のそれぞれでマイナンバーや法人番号を用いて、より正確で効率的に各種の所得情報や扶養情報などを照らし合わせることで、より正確な所得把握が可能になります。これにより、税の不正還付などを防止できるようになります。

3. 災害時における活用

- 災害時要援護者リストの作成および更新
- 災害時の本人確認
- 医療情報の活用
- 生活再建への効果的な支援

4. 自分に関する情報や必要な お知らせ等の情報を自宅の パソコンなどから簡単に入手

- 各種社会保険料(年金、医療保険、介護保険、雇用保険)の支払いや、サービスを受けた際に支払った費用の確認
- 制度改正などのお知らせ
- 確定申告などを行う際に参考となる情報



5. 各種事務・手続の簡素化、 負担軽減

- 住民票や所得証明書の添付省略
- 医療機関での保険資格の確認
- 給与や年金の支払調書の提出先一元化

6. 医療・介護などの サービスの質の向上

- 継続的な健康診断情報・予防接種履歴の確認
- 乳幼児健康診断履歴などの継続的な把握による児童虐待などの早期発見
- 難病などの医学研究での継続的で正しいデータの蓄積
- 地域がん登録などで患者の予後の追跡が容易に
- 介護保険被保険者が移動した際、移動元での認定状況、介護情報が閲覧可能に
- 各種行政手続での診断書添付の省略
- 年金手帳・健康保険証・介護保険証などの機能の一元化

※マイナンバー法案で可能となるもののほか、中長期的に想定されるものも含まれます。また、法律施行後、5年を目途に、それまでの執行状況等を踏まえ、利用範囲の拡大を含めた見直しを検討します。

個人番号情報保護委員会 による監督

番号制度における個人情報の取扱いについて監督するため、個人番号情報保護委員会を設置し、行政機関、地方公共団体などが、マイナンバーに関する個人情報を安全で適切に取り扱っているかチェックします。

また、個人番号情報保護委員会は、マイナンバーに関する個人情報の取扱いについての苦情や相談の窓口となり、行政機関からの独立性も確保し、行政・民間の両方に対する調査権限を駆使して事実を究明し、問題が判明した場合には、調査対象の機関などに対して助言、勧告、命令などを行い、マイナンバーに関する個人情報の適正な取扱いの確保を図ります。

罰則の強化

マイナンバーの盗用や不正な提供、秘密の漏えいなどを防止し、プライバシー等の個人の権利利益を保護するため、これまでより厳しい罰則を設けます。

情報提供記録の確認

自分のマイナンバーと関連して管理される個人情報について、誰がいつどのような情報提供をしたか、自分自身で確認できるようなくみ(マイ・ポータル)を設けます。

情報がきちんと保護されるか 事前に確認するしくみ

一度流出した個人情報はその回収が困難であるなど、プライバシー侵害はその回復が容易でない側面があります。そこで、事前に、マイナンバーに関する個人情報を取り扱うことが個人に対し具体的にどのような影響・リスクを与えるのか、それを緩和するためにはどのような措置を講じるべきか評価を行い(「特定個人情報保護評価」、情報がきちんと保護される仕組みがとられているか確認します。

番号制度によって、利便性が向上する反面、個人情報が不正に利用されたり、漏えいしたりすることも懸念されることから、国民のみなさんに安心してマイナンバーを利用していただけるよう、さまざまな保護措置を講じます。

安心できる 番号制度の構築

目的外の利用や提供を制限

法令の中で列挙された事務・手続で情報提供ネットワークシステムを利用する場合等を除き、マイナンバーを付けた情報のやりとりを行わないようにします。

また、マイナンバーに関する個人情報を、みだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用したりすることなどを禁止します。



Q&A

Q マイナンバーって何なの？

A いま日本では、年金や医療保険、税など、制度ごとに個人の情報が管理されています。番号制度では、これらの情報をつなぐために、一人ひとりが自分だけのマイナンバーをもつこととなります。番号制度のような社会的基盤（インフラ）は、多くの諸外国で、すでに導入され、活用されています。

Q どんなメリットがあるの？

A 次のようなメリットがあると考えられます。

1. 行政サービスを受ける際、住民票や所得証明書の添付が不要となるなど、国民のみなさんの利便性が向上する
2. より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
3. 真に手を差し伸べるべき人を見つけることができる
4. 社会保障や税に関する行政事務の効率化が図られる
5. 行政機関から国民にお知らせ型の行政サービスを行うことができる
6. 大災害時、真に手を差し伸べるべき人に対する積極的な支援に活用できるなど

Q 導入はいつなの？

A 2014年秋にマイナンバーと法人番号をお渡しし、2015年1月より、社会保障、税、防災の各分野のうち、可能などところからの利用開始を予定しています。

Q マイナンバーはみんなにもらえるの？

A 赤ちゃんからお年寄りまで、すべての住民が自分だけのマイナンバーを持つこととなります。また、日本に居住する外国人の方にも交付されます。

Q 国民対話の重視ってホント？

A 番号制度を導入する上では、国民のみなさんの理解と納得が大切です。政府は、全国47都道府県でマイナンバーシンポジウムを開催しています。このシンポジウムでは、政府から番号制度について説明するだけでなく、参加者のみなさんとの対話を通じて、直接ご意見を伺い、一緒に番号制度をつくっていきたくて考えています。

Q マイナンバーの悪用が心配だけど…？

A マイナンバーが悪用されたり、個人情報が漏えいしたりするのを防ぐために、次のような制度上の保護措置やシステム上の安全措置を講じます。

1. マイナンバーのみでの本人確認の禁止
2. マイナンバーの目的外利用の制限
3. マイ・ポータルによる情報提供記録の確認
4. 特定個人情報保護評価の実施
5. 個人番号情報保護委員会による監督
6. マイナンバーの盗用や不正な提供、守秘義務違反などの行為に対する罰則
7. アクセス制御、暗号化などシステム上のセキュリティ対策の徹底など

Q 番号制度のしくみは？

A 番号制度を活用した新たな社会的基盤の構築のためには、以下の3つのしくみが必要です。

1. 付番
最新の住所情報と関連付け、国民一人ひとりに唯一無二*となるマイナンバーを新たにお渡しするしくみ
※一人にひとつずつであり、他の人との重複もないこと
2. 情報連携
複数の機関が管理する情報と、新たにお渡されるマイナンバーとの関連付けを行った上で、情報提供ネットワークシステムを利用して相互に情報を安全に活用するためのしくみ
3. 本人確認
個人がマイナンバーを利用する際に、その利用者が間違いなく本人であることを証明するための本人確認（公的個人認証サービス等）のしくみ
※そのため、氏名・マイナンバー・顔写真などを記載したカードをお渡しする予定です。



Q どんな場面で利用されるの？

A 年金、医療保険、介護保険、福祉、労働保険の社会保障分野と、国や地方の税務分野の窓口などで利用されることが想定されています。

Q マイ・ポータルって何なの？

A 国民一人ひとりが自分のマイナンバーに関する個人情報やその取扱いについてインターネット上で確認できるよう、個人用ホームページを設置する予定です。このページを「マイ・ポータル」と呼びます。マイ・ポータルには、次の4つの機能を設ける予定です。

1. 自分のマイナンバーに関する個人情報についての情報提供記録の確認
2. 行政機関などが保有する自分のマイナンバーに関する個人情報の確認
3. 行政機関などへの手続を一度で済ませる電子申請
4. 行政機関などからのお知らせの表示

